

# 一人一人が防火の意識を持って



11月9日(月)～15日(日)に「秋季全国火災予防運動」が実施されます。これからの季節は空気が乾燥し、火災が起こりやすくなります。大切な命や財産を守るため、この機会に家庭の防火対策を見直しましょう。

油断せずに対策を

## 命を守る 7つのポイント

- 住宅火災の多くは、少しの不注意から起きています。出火を防止するためにも、次の7点を心掛けましょう。
- 寝たばこをしない
- ストープの周りに燃えやすい物を置かない
- ガスコンロなどから離れるときは必ず火を消す
- 火災を小さいうちに消すために住宅用消火器などを設置する
- 逃げ遅れを防ぐために住宅用火災警報器を設置する
- 寝具・衣類・カーテンなどは、防災品を使用する
- 高齢者や体の不自由な人を守るために、地域での協力体制をつくる

## 火災警報器

### 設置後の点検は定期的

火災の発生にいち早く気付き、速やかに避難を開始できるように

全ての住宅に火災警報器の設置が義務付けられています。

火災警報器を適切に作動させるためには、維持管理が大切です。1カ月に1回は作動点検をしてください。また、ほごりが入ると誤作動を起こすことがあるので、定期的に掃除を行いましょう。

火災警報器は火災以外でも、故障や電池切れの際に警報音や警報ランプで知らせます。取り換えの目安は設置から5年または10年で、機種によって異なります。火災警報器の点検や取り換えについては、取扱説明書で確認してから行ってください。購入時にはメーカーや店の名前を控えておくのと役に立ちます。

## 火災警報器の普及調査

火災予防運動に伴い、市内で11月下旬まで火災警報器の普及調査を行います。消防職員が訪問しますので、皆様のご協力をお願いします。

なお、火災警報器や消火器などの悪質な訪問販売の被害が発生しています。

消防職員が販売を行うことはありませんので、おかしいと思ったらすぐに消費生活センター(☎23・1161)へ相談してください。

## 老朽化した消火器に注意

消火器は、老朽化すると破裂する恐れがあります。

事故を防止するためにも「本体容器やラベル、キャップに腐食・著しい傷などはないか」「使用期限を過ぎていないか」などの確認をお願いします。

なお、消防署では消火器の回収は行っていません。廃棄するときは、消火器取扱店またはホームセンターなどに問い合わせてください。

※火災予防運動期間中の防火相談は予防課または各消防署へ。

予防課(☎20・1591)

成田消防署(☎20・1594)

飯岡分署(☎36・0119)

赤坂消防署(☎26・3210)

公津分署(☎29・6627)

三里塚消防署(☎35・1007)

空港分署(☎30・1187)

大栄消防署(☎73・4141)

下総分署(☎96・4023)